



第4号様式（第3条第1項関係）

指令第117号の10

一般廃棄物（収集運搬業、~~処分業~~）許可証

住所 匝瑺市椿2211番地1

氏名 有限会社 エーエムティー

取締役 信 太 裕 介

（法人にあっては所在地、名称及び代表者の氏名）

上記の者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条（第1項・~~第6項~~）の許可を受けた者であることを証する。

富里市長 五十嵐 博文



許可の年月日 令和7年2月13日

許可の有効年月日 令和9年2月28日

1 許可番号 第34号

2 許可の区分 収集運搬業

3 事業の範囲 し尿を除く一般廃棄物

4 営業の区域 富里市内全域

5 許可の更新又は変更の状況

令和5年3月1日 許可更新

令和7年2月13日 許可更新

6 許可条件

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律を厳守すること。
- (2) 市内事業者より排出される一般廃棄物に限る。
- (3) 市内の家庭から一時的に多量排出される一般廃棄物に限る。
- (4) 業務に使用する車体の両側面に許可を受けた者の氏名又は商号（法人にあっては法人名）、許可番号及び「一般廃棄物収集運搬車」と表示すること。